

令和 8 年度 施政方針

はじめに

令和 8 年八重瀬町議会 3 月定例会の開会にあたり、町政運営に対する私の所信を申し上げ、令和 8 年度当初予算をはじめとする諸議案については、議員各位ならびに町民の皆様に、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

本年 1 月 1 日に、八重瀬町制施行 20 周年という節目の年を迎え、10 月には記念式典を予定しております。また、国の「物価高騰対策重点支援創生臨時交付金」を活用し、全町民を対象とした 1 万円の「商品券」の配布、水道料金の基本料金を 3 か月間免除、中学校給食費の無償化などを実施し、物価高に対する迅速な対応を進めてまいります。

それでは、本定例会において審議いただきます諸議案の説明に先立ち、令和 8 年度施政方針として順次説明申し上げます。

予算編成

令和 8 年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計予算は、総額 233 億 4 千万円、対前年度比 29.7%の増となっております。

歳入予算では、町税が約 1 億 5 千万円増の 32 億 3 百 46 万円を見込んでおります。また、大型事業の整備が本格的に開始されることに伴い、町債が約 21 億円増加し、23 億 7 千 4 百 60 万円となる見込みです。

歳出面での主な事業といたしましては、「生涯学習・文化振興拠点施設整備事業」および「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業」のほか、「新城小学校教室増築整備事業」、「白川小学校教室増築整備事業」、「八重瀬第 3 地区農業基盤整備促進事業」、「特定地域経営支援対策（ピーマン）事業」、「沖縄型耐候性園芸施設（インゲン）事業」、「町営住宅整備事業」、「しらかわこども園の移転」や「子ども医療費助成の対象者拡充」など、

限られた財源のなか、本町がより一層、「住み良いまち」になっていくよう、予算配分いたしました。

本年度の重点施策

令和8年度の重点施策は次のとおりであります。

1. 誰もが健やかに暮らすまち

町民の健康づくりにつきましては、妊娠期から高齢期まで生涯にわたる健康づくりを推進してまいります。

母子保健事業につきましては、令和7年度より制度化された妊婦等包括相談支援事業と妊婦のための支援給付金事業を継続し、妊産婦への経済的支援と相談支援を実施してまいります。また、産後ケア事業や産前産後サポート事業等の充実を図り、妊産婦期における支援体制の構築に努めると共に、乳幼児健診、離乳食教室、生後7か月相談などを通じて相談支援の充実に努めてまいります。

「こども家庭センター」につきましては、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進と児童福祉における相談業務を一体的に行うことにより、すべての子育て世代に対し、妊娠期から切れ目ない支援を提供してまいります。

子ども医療費助成につきましては、令和8年度より対象者を高校生年代まで拡充し、すべての子どもが安心して必要な医療を受けられるとともに、子育てに係る経済的負担の軽減を図ってまいります。

予防接種事業につきましては、令和8年度より、これまでの各種予防接種に加え、RSウイルスワクチン接種も定期予防接種に追加されます。引き続き接種率の向上を図り、町民の感染予防及び重症化予防に努めてまいります。

健康増進につきましては、健康に関する情報を発信し、健診に対する意識を高め、若い世代の健診受診者数の向上に努めてまいります。

また、運動教室や栄養相談を充実し、健康増進を図ってまいります。

壮年期の心疾患や脳卒中等の発症予防のため、高血圧や糖尿病の改善を重点目標として、保健指導を強化し、医療費の適正化と早世の減少に努めてまいります。

国民健康保険事業の運営につきましては、平成30年度から県が保険者として国保運営に参画し、財政運営の責任主体となっていることから、県と連携を図りながら安定的な運営に取り組んでまいります。

国保の財政状況につきましては、令和6年度の決算においては、一般会計から約4千7百万円の赤字補填により黒字決算となっておりますが、国保財政は依然として厳しく、令和7年度も赤字解消を図るため一般会計から約1千5百万円の繰入を予定しております。

国保財政の赤字は町全体の財政にも大きな影響を及ぼすことから、安定した財政運営が求められており、引き続き医療費の適正化及び収納率の向上等に努め、安定した国保財政運営を目指してまいります。

高齢者医療につきましては、今後、更に高齢化が進展していくことから、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を引き続き実施し、健診・医療・介護保険等の状況を確認しながら、健康の保持・増進、重症化予防に努め、医療費の適正化及び健康寿命の延伸につながるよう努めてまいります。

国保と後期高齢者医療の保険料（税）につきましては、令和8年度より国のこども未来戦略「加速化プラン」に基づき、子育て世代を社会全体で支援することを目的に医療保険料（税）と合わせて、子ども・子育て支援金の賦課徴収を行ってまいります。

福祉施策につきましては、令和5年度に策定した「第3次八重瀬町地域福祉（活動）統合計画」を柱とし、地域共生社会の実現に向け継続的な取り組みを推進してまいります。

地域福祉の推進は、町地域福祉（活動）統合計画の基本理念である「地域住民を主体として、結の心で支え合うふれあいまちづくり」に基づき、制度や分野の枠組みにとらわれない地域生活課題に取り組んでまいります。

高齢者福祉の推進につきましては、高齢者が尊厳を保ち、「生きがい」、「元気」、「安心」に満ちた町づくりを目的に「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の周知に努め、町民・地域・行政がそれぞれの役割を担い、一人一人が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりを推進してまいります。

障害者福祉の推進につきましては、令和7年1月に開設した基幹相談支援センターを拠点に相談体制のさらなる強化に取り組んでまいります。障がい者(児)への障害福祉サービス事業や地域生活支援事業の充実を図るとともに、地域生活を支える各種事業を展開してまいります。また、障害の有無によって分け隔てられることのない社会の実現を目指し、障がい者と共に暮らし、支え合う町づくりに努めてまいります。

介護保険事業につきましては、急速に進展する超高齢社会に対応すべく、要支援や要介護状態に陥らないよう介護予防事業等の充実強化を継続し展開してまいります。また、地域包括支援センターを拠点に高齢者の権利擁護、認知症施策を実施し、高齢者の生活支援に継続して努めてまいります。

また、近年相次ぐ災害への対応として既存の災害時避難行動要支援者台帳の整備と支援プラン策定に引き続き取り組んでまいります。

2. 営みを支えるまち

本町の基幹産業である農業を始め、水産業及び商工業の分野につきましては、全国的な課題となっている人手不足の問題が本町においても顕著になっており、その対策が喫緊の課題だと認識しております。その対策として、農業及び漁業分野につきましては、引き続き新規就業者や後継者育成に取り組んでまいります。商工業につきましては、経営発達支援計画の推進や事業承継事業に取り組んでまいります。

農業分野の施策といたしましては、基幹作物であるさとうきび及び県の拠点産地に認定されているピーマン、さやいんげん、オクラ、小ぎく、マンゴー、かんしょの6品目を中心とした作物の産地化を推進してまいります。

す。特に「ぐしちゃんピーマン」につきましては、引き続きブランド野菜としての確立に向けた対策に取り組んでまいります。

また、さとうきび振興対策の取組として、老朽化した「ゆがふ製糖株式会社分蜜糖工場」の建て替え事業を支援してまいります。

植物防疫法において有害動植物に指定されているセグロウリミバエが令和6年3月に沖縄本島北部で確認されて以降、県内全域に拡大している状況にある中、本町においても果実PCR検査及びトラップ調査での誘殺が確認されており、消毒作業を実施するなど、まん延防止対策に取り組んでいるところですが、引き続き、国、県及びJA等の関係機関と連携を図りながら対策に万全を期してまいります。

また、人手不足のカバーや経営規模の拡大を図るための手段にもなるスマート農業を推進するなど、農家所得の向上に努めてまいります。

担い手の育成に当たっては、地域計画を見直しながら、経営体育成支援事業や新規畑人（はるさー）支援事業等を継続して実施するとともに八重瀬町種苗センターと連携し、農業者研修及び農業用機械の貸出等を推進し新規就農者の育成に取り組んでまいります。

また、農業委員及び農地利用最適化推進員並びに農地中間管理機構と連携し、担い手へ農地の集積と集約を推進します。合わせて耕作放棄地や遊休農地の解消及び農地の流動化対策に取り組んでまいります。

畜産業につきましては、優良繁殖雌牛の自家保留補助及び優良母牛の改良増殖に向けた支援補助を実施するなど、生産性の向上と経営の安定化に向けて支援してまいります。

水産業につきましては、水産業振興の重要な機関である漁業協同組合と連携を図りながら、後継者不足の課題や「浜の活力再生プラン」の策定及び実現に向けて支援してまいります。

また、水産業奨励補助金を活用し、各種漁業機器の購入補助や表層浮漁礁の整備補助を行い、漁業就業者の経営安定化及び安全操業や新規漁業従事者確保に向けて支援してまいります。

地産地消の推進に当たっては、JA、漁協、商工会などの関係機関と連

携を図りながら、6次産業化やブランド化を合わせて推進するとともに地産地消フェア事業を引き続き実施してまいります。

次に農業生産基盤の整備事業といたしましては、「宜次地区」における畑かん施設の改修工事及び「友寄・宜次地区」の法面崩壊防止対策工事を継続して取り組んでまいります。新規事業といたしましては、「八重瀬第3地区」における農道や排水路の改修整備事業に取り組んでまいります。

また、雄樋川地区における農業集落排水施設整備事業につきましては、令和8年度において実施設計に着手し、令和9年度以降、順次、処理施設の改修に取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、現在活動中の7団体と連携を図りながら地域資源でもある「農道、排水路、ため池等」の維持管理活動に地域住民が主体的に参画する活動を支援してまいります。

その他、地域の意向を改めて確認しながら、農業農村整備事業の新規採択を目指して取り組んでまいります。

観光振興につきましては、新たな観光事業の産業化を推進していくため、引き続き地域おこし協力隊を採用し、町内における民泊事業者の掘り起こし調査や計画などの仕組みづくりを、観光物産協会や観光関係団体と協力しながら取り組んでまいります。また、「南の駅やえせ」の安定した運営と観光事業への取り組みに対して、観光物産協会への支援を継続してまいります。

商工業につきましては、商工会及び事業者等関係機関と連携を図りながら、経営発達支援事業や事業承継に関する個別相談等を継続的に実施するとともに、八重瀬町中小企業・小規模企業振興条例で示した10の施策を推進してまいります。

また、物価高騰の影響を受けている町民及び事業者を支援するため、重点支援地方交付金を活用して、地域商品券事業を実施いたします。

3. 豊かな学びのあるまち

子ども・子育て支援の推進につきましては、第3期「八重瀬町子ども・

子育て支援事業計画」(令和7年度～令和11年度)に基づき、子育て支援のニーズに応え、安心して子供を産み育てていける子育て支援の充実を図ってまいります。

こども誰でも通園制度につきましては、すべてのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援に努めてまいります。

保育園における保育士の確保につきましては、関連事業の活用に加え、本町独自の「就職奨励金」の給付や「特別支援保育事業」を継続し、保育士の確保に努めてまいります。

放課後児童クラブにつきましては、申込児童数の増加に伴い待機児童数が増えている状況から児童館機能の拡充など、受け皿の確保に努めてまいります。また、放課後子ども教室については、学校と連携を図りながら、実施に向けた取り組みを進めてまいります。

こども家庭支援につきましては、「こども家庭センター」を中心に、地域住民や子どもに関わる関係機関と連携を図りながら、児童虐待やDVなどの問題に対し未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいります。

子どもの貧困対策につきましては、経済的負担の軽減や、困難を抱える子どもたちの居場所づくりに引き続き取り組んでまいります。

障がい児支援等につきましては、安心して過ごせる環境の実現と、関係機関、保護者との密なコミュニケーションを図りながら引き続き取り組んでまいります。

児童生徒の学力向上に関する取り組みにつきましては、『沖縄県学力向上推進施策「自立した学習者」育成プロジェクト(令和7～9年度)』を基に、今日的な課題に対応するため「授業改善」を進めてまいります。また、一人一台のタブレット端末を効果的に活用し、児童生徒一人一人の習熟度に合わせた「個別最適な学び」と、意見交換を通じた「協働的な学び」を実践することで、「自立した学習者」の育成を目指します。この取り組みの一環として、引き続き学習支援員や外国語指導助手の配置を進めてまいります。さらに、令和8年度から児童生徒の学力と学習意欲の向上を目指し、

英語検定や数学検定の受検にかかる保護者の経済的負担を軽減するため、検定料の半額補助を行ってまいります。

不登校や登校しぶり等の課題に対しては、教育相談支援コーディネーターや教育相談員と連携して支援を行い、児童生徒のケアに努めます。加えて、保育園やこども園と小学校の連携を充実させるため保こ小連携を推進し、連携アドバイザーを活用して学びの連続性を重視し取り組んでまいります。また、未就学児から親子で絵本に親しむ環境を整えるために「ブックスタート」を継続し、親子で絵本に親しむ環境を整えます。

さらに、令和8年度からは読書指導コーディネーターを配置し、毎月第3日曜日を「ファミリー読書の日」と定めて、家庭での読書活動を支援してまいります。

学校施設の整備につきましては、生徒数が増えることによる教室不足の解消を図るため東風平中学校教室増築の実施設計、白川小学校、新城小学校の増築工事を実施してまいります。

教職員の働き方改革につきましては、沖縄県教育委員会「学校における働き方改革」を参照し、八重瀬町教育委員会「業務管理・健康確保措置計画」を4月から実施します。また、昨年、県立学校でスタートした県立学校家族休暇制度「ラーケーション制度」を参考に、本町においても、平日に保護者とともに校外で体験や探求活動を行った場合でも欠席扱いとならない「ラーケーション」制度を4月から導入いたします。また、部活動の地域展開に向けては、「八重瀬町中学校部活動地域展開協議会」を中心に現状と課題を整理し、令和8年度には両中学校で実施している地域クラブモデルをさらに拡充してまいります。このモデル事業を通じて、本町に適した部活動の地域展開を進めるとともに、トップアスリート等を活用したスポーツクリニックを開催し、スポーツや文化活動の取り組みを促進してまいります。

すべての児童生徒が公平に教育を受けられる環境を確保し、教育の差が生じないようにするため、就学援助費などの支給を継続し、教育の機会を提供してまいります。令和8年度においては、国の小学生学校給食費無償

化制度により小学生の学校給食費が無償となります。本町では、中学生についても沖縄県と連携し学校給食費の無償化を図ります。さらに、令和7年度から創設した、アレルギー等により学校給食を食べられない児童生徒の保護者向けの補助金についても引き続き支援してまいります。同様に、令和7年度から実施している高校生等を対象とした返済不要の「謝花昇奨学金」を継続してまいります。また、令和8年度には、学校で発生する法的問題に対応するスクールロイヤー（弁護士）を配置し、教員の精神的な負担軽減を図ります。

「八重瀬町・与那原町学校給食センター整備事業」につきましては、令和8年度に民間事業者の選定及び建設予定地の用地取得に着手し、令和11年度の共用開始にむけて、引き続き広域連携による事業を推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては、教育基本法第3条に示される生涯学習の理念を踏まえ、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができる社会」を目指します。高齢化社会を迎えることを見据え、生涯にわたり学び続けることの重要性を訴え、地域社会の活力を支える学習環境の整備や機会を積極的に提供してまいります。

公民館事業につきましては、町民の自主的な学習活動を支援するため、幅広い世代の意見やニーズに応じた講座や教室を開設し、社会的な必要性も考慮しながら事業運営に努めてまいります。また、公民館サークル活動については引き続き支援するとともに、自治会を超えた交流を促進し、地域全体の活性化を目指してまいります。

八重瀬町図書館・こども学習センターと具志頭歴史民俗資料館図書室の機能強化や利用の拡充に取り組みます。さらに、学校などと連携を深め、これらの施設を学習の場として活用する取り組みを推進してまいります。

地域学校協働活動推進事業を継続的に実施し、地域の多様な人材や企業の皆様と連携して、地域全体で子供たちの学びと成長を支える取り組みを進めてまいります。さらに、学校と地域が連携し、学校を核とした地域づくりを目指す「コミュニティースクール（学校運営協議会）」を令和8年度

から導入し、地域と学校、児童生徒がともに成長できる教育環境の整備を進めてまいります。

人材育成に関する取り組みとして、国際交流人材育成事業（ハワイ）および少年少女人材育成交流事業（山形県米沢市及び高知県香南市）を継続して実施し、引き続き地域の未来を担う人材の育成を図ります。また、新たな施策として、ハワイに移民した子孫を町で受け入れる取り組みを開始する計画であり、これを通じて相互間交流の更なる発展を目指してまいります。

文化事業の推進につきましては、町の貴重な財産である文化財の保護、保存、継承に努めるとともに、観光や学習面での活用を意識した取り組みを行います。また、町内の文化芸術や民俗芸能の普及と継承に取り組み、地域の伝統を大切にしております。さらに、町史「移民・出稼ぎ編」の編纂を引き続き進めてまいります。

生涯学習・文化振興拠点施設の整備につきましては、令和8年度に建築本体工事および外構工事に着手してまいります。また、併設する近代史資料館につきましても、展示内容や方法の具体化を進めるとともに本町の偉人である謝花昇に関する資料をはじめとした近代史資料の収集・整理を継続し、本町の生涯学習・文化・歴史を継承する拠点の完成に向け、着実に事業を推進してまいります。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、「八重瀬町スポーツマネジメント計画」に基づき、町民が体力や年齢、能力、興味、目的に応じて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。施設の充実を図るとともに、各種スポーツイベントや教室を開催し、健康増進と生涯にわたってスポーツを楽しめる社会を目指してまいります。また、児童生徒が県内外のスポーツ大会に参加する際の派遣費助成を継続し、プロスポーツチームのキャンプ誘致やトップアスリートによるスポーツ教室の開催を通じて、健全な成長と競技力の向上を支援いたします。さらに、イベントの開催方法や内容の再編を含め、町民のニーズに合った取り組みを検討し、幅広くスポーツ振興に取り組んでまいります。

「屋内運動場リニューアル機能強化整備事業」につきましては、令和8年度は付帯駐車場の用地取得に着手し、引き続き事業を推進してまいります。また、老朽化が著しい東風平陸上競技場について、全面的な改修の検討を進めてまいります。

4. 人がつながり活かし合うまち

町政を推進するに当たっては、地方自治の本旨とされている「住民自治」、「団体自治」の観点に基づいた「町民主体の協働のまちづくり」を推進することが肝要であると考えております。特に地域コミュニティの活性化に向け自治会への公民館整備や備品の購入などの助成及び老朽化する地域の公民館改築や改修などにかかる補助金の交付や補助事業の導入ができるよう積極的に取り組んでまいります。さらに、ふるさと納税寄付金を財源とした「ふるさと自治会応援交付金」の支援を行い地域自治力の強化を図ってまいります。また、「町民提案型まちづくり事業」を継続し、町政への参画のみならず地域活動などを含めた、まちづくり全般への町民参画の機会を多岐にわたって創出できるよう取り組んでまいります。

地域の社会教育団体は、コミュニティの希薄化や会員減少といった課題に直面しています。コロナ禍を経て、子ども会や青年会、民俗芸能保存団体などの活動は徐々に再開されてはいますが、以前の活気を取り戻すには至っておりません。こうした現状を踏まえ、各団体が抱える課題の解決を後押しし、活動の活性化を支援してまいります。

また、青少年の健全な育成も重要な課題です。特に SNS は、便利なコミュニケーションツールである一方、誤った使い方をすればトラブルや心身への悪影響を招く危険もはらんでいます。そのため、関係団体と連携し、SNS の安全な利用方法や薬物乱用防止に関する正しい知識の啓発を進めます。

これからも地域全体で協力し、青少年が心豊かに安心して成長できる社会の実現を目指してまいります。

多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて、性別や年齢、国籍等にかかわらずすべての人が互いにその人権を尊重し、共に活かし合いながら

活躍できる地域づくりを推進してまいります。中でも女性の社会進出を促しながら男女共同参画社会の形成に努めてまいります。

また、令和 8 年度より「犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等を支える機運の醸成を図るとともに、町民等への理解を深めるための広報活動や啓発に取り組んでまいります。

まちづくり・地域づくりにつきましては、地域の魅力を最大限に発揮することが重要です。町と住民が協力し合い、持続可能なまちづくりを目指すとともに、地域に適したゆるやかなつながりや多様な交流を大切にします。また、「広報やえせ」や町公式 LINE、Instagram、Facebook などの SNS を積極的に活用し、町からのお知らせや施策、イベント情報などを分かりやすく発信してまいります。そして、町民の皆さまに町政をより身近に感じていただけるよう努めてまいります。

5. 発展の基盤を備えたまち

本町においては、地球温暖化対策として、これまで公用車に電気自動車の導入、本庁舎、東風平中学校、東風平体育館駐車場への太陽光パネルの設置、公共施設の照明設備及び地域防犯灯の LED 化など継続的にクリーンエネルギー化を図る対策を行ってまいりました。さらに令和 8 年度には、白川小学校と新城小学校に、官民連携事業を活用した太陽光発電設備の整備をしてまいります。また、公共施設における照明設備の LED 化を進め、二酸化炭素排出量削減に取り組んでまいります。

一般廃棄物処理基本計画につきましては、長期的・総合的な視点に立って、計画的なごみ処理及び生活排水処理推進を図る事を目的に平成 29 年 2 月に策定され、令和 8 年度に計画目標年次を迎える事から、現況の分析評価・課題等を把握し、今後 10 年間の計画策定の見直しを実施してまいります。

ごみ対策につきましては、町公式 LINE「美ら街アプリ」によるごみの分別や出し方等について住民の皆様に適切な処分方法の周知を図るとともに、生ゴミ処理奨励補助金（生ゴミ処理容器等）による生ゴミ等の堆肥化

を促進し、ゴミ減量化・再資源化に取り組んでまいります。

後を絶たない不法投棄防止の対策として、町内パトロール及び注意喚起の看板設置を継続して実施してまいります。

一般廃棄物最終処分場につきましては、南部広域行政組合において基本設計・地形測量・不動産鑑定・物件調査等委託事業が実施されます。

汚水処理につきましては、近年の人口増加や大型商業施設の立地に伴い処理量の増加への対応が課題となっておりますが、町内のみならず近隣市とも連携し、汚水処理の「広域化・共同化」に取り組み、将来の汚水処理の課題解決に取り組んでまいります。

騒音、振動、悪臭、水質汚濁等の公害問題につきましては、関係機関と連携し、更なる生活環境の保全に努めてまいります。

動物保護に対する取り組みにつきましては、「八重瀬町動物保護団体活動支援事業補助金」を活用し動物愛護団体等へ助成を行い、動物の救護・保護・啓蒙等の活動に対し継続して支援を行ってまいります。

土地利用につきましては、具志頭地域における土地利用の在り方に関して、令和5年度から令和6年度にかけて実施した各字勉強会及び地域勉強会並びにアンケート調査を実施してまいりました。その結果等を踏まえ、準都市計画区域及び特定用途制限地域制度の導入について検討して行きたい旨の回答があった、字新城区及び字後原区の役員会等において、特定用途制限地域制度の勉強会を継続して実施しており、今後は、素案が作成され次第、改めて両区での説明会を開催する予定です。

また、町民からは土地利用制度に関する課題の声も寄せられていたことから、新たな対策として、「市街化調整区域における地区計画制度提案・申出マニュアル」を令和7年3月に策定したところですが、現在、字世名城区及び字富盛区の非農用地の地権者等を対象に市街化調整区域の地区計画「非農用地活用型」の勉強会を実施しているところです。今後とも住民主体の地区計画導入による新たな土地利用の実現に向け取り組んでまいります。

さらに、令和6年度から順次、土地利用の規制の特例措置や税制優遇な

どが受けられる「地域未来投資促進法」及び「国際物流拠点産業集積地域」による区域指定を行っており、企業誘致を推進しております。引き続き、持続可能な地域経済づくりを目指し、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりの実現、未来に向けた財政基盤の強化を図ってまいります。

人口の増加に比例して開発も進展しており、町の発展と合わせて良好な景観を失っている面もあることから、引き続き八重瀬町景観計画の周知を図りながら、町民が誇りとする景観や愛着のある景観を守り育て、次世代の子や孫の世代へ引き継いでいくため、景観の保全活用と都市開発の調和に向けて取り組んでまいります。

また、緑化の推進に当たっては、各種団体や関係機関及び八重瀬町種苗センターと連携を図りながら緑化意識の普及啓発及び緑化活動に取り組んでまいります。

都市公園事業につきましては、引き続き各公園の施設整備を進めると同時に用地購入も取り組んでまいります。また、都市公園の長寿命化計画に基づき、供用している公園施設の計画的な修繕や更新にも取り組んでまいります。

土地区画整理事業につきましては、屋宜原地区、伊覇地区とも早期完了を目指して取り組んでまいります。なお、屋宜原地区においては、清算業務を引き続き進めてまいります。伊覇地区につきましては、令和9年度の換地処分に向けて作業を進めてまいります。

また、富盛組合施行の田園土地区画整理事業につきましては、清算業務を推進し、組合解散に向けて引き続き技術援助を行ってまいります。

道路事業につきましては、町道伊保田2号線、公園2号線、学校線など計6路線の整備に取り組んでまいります。

道路メンテナンス事業につきましては、橋梁長寿命化計画に基づき与座東線函渠の修繕工事や仲座ギーザ線など3橋梁の修繕設計に取り組んでまいります。

公営住宅事業につきましては、東風平団地の建替えに向け、令和7年度に検討委員会を設置し、高齢者や障がい者に配慮したバリアフリー居室を

含む配置計画を十分に検討しながら進めているところです。今後の計画としては、令和 8 年度に実施設計に着手し、令和 9 年度以降に工事を進める予定です。

また、近年頻発している集中豪雨に伴う河川や排水路の氾濫対策として、堆積土砂の撤去が必要であることから、「緊急浚渫推進事業」の継続実施を検討してまいります。

公共交通の対策につきましては、高齢者や障がい者をはじめとする交通弱者の皆様が安心して買い物や公共機関などへの外出ができるよう、地域の方々が助け合う「お出かけサポート事業」や、官民連携による南部徳洲会病院の「送迎バス活用事業」を継続してまいります。さらに「送迎バス活用事業」では、令和 8 年 4 月よりバスロケーションシステムを導入し、スマートフォンなどで利用者がバスの位置情報をリアルタイムで確認できる GPS 機能を実装いたします。また、利用者制限の緩和を検討し、サービス向上に取り組んでまいります。

路線バスにつきましては、赤字路線を支援し、公共交通の利便性の確保に努めてまいります。

防災対策につきましては、大規模災害時において重要とされる「自助・共助・公助」の取り組みを推進するため、防災行政無線を活用した地震・津波避難訓練の実施及び防災・減災情報の発信による防災意識の向上や啓発に努めてまいります。また、自主防災組織の必要性についての啓発を図り、結成並びに育成への支援、地域防災リーダーを育成する取り組みとして「防災士資格取得」にかかる補助金の支援を継続し、地域防災力の強化を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、引き続きカーブミラーの新設や維持管理を行うとともに、交通モラルの向上活動等の実施・啓発を図ってまいります。防犯対策につきましては、地域防犯灯の新設、修繕、LED 化への費用補助を引き続き行うとともに、防犯意識の啓発向上に努めてまいります。

6. 行財政の取り組み

行政組織につきましては、職員一人一人が安心して働くことができる職場環境の実現に向け、各種ハラスメントの防止に取り組むとともに、ICTや各種研修制度等を有効的に活用し、引き続き業務の高度化及び職員の資質向上に努めてまいります。

また、本町ならではのデジタル変革（DX）に挑戦し、組織全体でのマイノド改革を基軸とした業務のプロセスの「ムダをなくす」ことを目指し、役場窓口改革やフロントヤード改革を進め、住民が利用しやすい行政サービスの向上と業務効率化を図ってまいります。また、標準化・共通化された基幹系システムの安定運用を図るとともに、この標準化システムの定着後には業務の最適化を推進し、組織全体におけるDXの実現を目指してまいります。

町公式LINEでは迅速な情報発信を行うだけでなく、各種行政手続きや子育て支援、乳幼児健診の受付、住民票・所得証明書の交付申請のオンライン対応を開始しており、順次申請の種類を増やし行政サービスの向上を図ってまいります。また、町税や使用料、手数料納付についてはキャッシュレス決済を導入しており、各種納付をキャッシュレス決済へ移行させることで町民の皆さまの利便性が増すとともに、職員の事務負担軽減や収納経費の削減にもつながることから、引き続き口座振替をはじめとするバーコード決済や電子マネー決済などのキャッシュレス決済化を強力的に推進してまいります。

財政面につきましては、職員及び会計年度任用職員の人件費、子育てに関する費用や障害者福祉に関する費用など、義務的経費が増大しているなか、物価高騰による工事費や委託費、電気代などの物件費の増加に加え、施設の更新、維持修繕なども増加してきております。歳入面では人口増加による町税、地方交付税の増加はあるものの、それらを上回る歳出の増により、財政構造の硬直化が進んでおります。引き続き、企業誘致やふるさと納税を強化し、自主財源の確保に努めてまいります。

令和 8 年度も財政面において大変厳しい状況の中ではありますが、持続可能な財政運営を念頭に置きつつ、必要な施策は着実に推進してまいります。

町民の皆様をはじめ議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、令和 8 年度に向けての施政方針といたします。

令和 8 年 3 月 5 日

八重瀬町長 新垣 安弘